

# 総 括 調 査 票

|       |                        |    |             |  |                          |          |
|-------|------------------------|----|-------------|--|--------------------------|----------|
| 調査事案名 | (22) 介護保険サービス（居宅介護支援等） |    | 調査対象<br>予算額 | 令和元年度：2,884,149百万円の内数 ほか<br>(参考 令和2年度：3,034,242百万円の内数) |                          |          |
| 府省名   | 厚生労働省                  | 会計 | 項           | 介護保険制度運営推進費  | 調査主体                     | 共同       |
| 組織    | 厚生労働本省                 |    |             | 一般会計   | 介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金ほか | 取りまとめ財務局 |

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

ケアマネジャーは、在宅の方が介護保険サービスを利用するにあたり、心身の状況、置かれている環境及び本人の希望等を踏まえ居宅サービス計画書等（以下、「ケアプラン」という。）を作成する。また、介護サービス利用開始後も少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し、介護サービスの利用状況や利用者の状態等を把握し、定期的にケアプランの内容のチェックをする等のケアマネジメントを行っている。

一方で、介護保険サービスの利用に当たっては、一定の利用者負担を求めているが、ケアマネジメントの費用については、制度創設以来利用者負担がない。このため、利用者がケアマネジメントの業務の質への関心を持ちにくい構造となっている。

また、福祉用具貸与は、歩行補助杖などの要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具について、保険給付により貸与しているが、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。【参考例】

本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプラン（居宅サービス計画書）がどの程度存在するかを調査することにより、ケアマネジメントの在り方について、検討を行う。

### ○ ケアマネジメントの報酬のイメージ（1か月あたり）

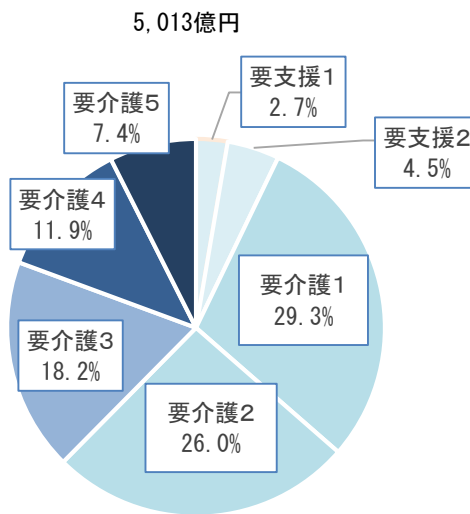
|          | 要介護1・2    | 要介護3・4・5  |
|----------|-----------|-----------|
| 居宅介護支援費Ⅰ | 1,057単位/月 | 1,373単位/月 |
| 居宅介護支援費Ⅱ | 529単位/月   | 686単位/月   |
| 居宅介護支援費Ⅲ | 317単位/月   | 411単位/月   |

※1 上記基本報酬に加え、加算や減算がある。

また、要支援1・2については、431単位/月となる。

※2 介護支援専門員（常勤換算）1人当たり40件を超えると居宅介護支援費Ⅱの報酬となり、60件を超えると居宅介護支援費Ⅲの報酬となる。

### ○ ケアマネジメントの介護サービス費用額（平成30年度分）



### 【参考例】

歩行補助杖を3年間使用する場合（1割負担の者）

販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月

購入する場合

**自己負担：約10,000円**

福祉用具貸与

自己負担：約5,400円  
(約150円×36月)

貸与に係る給付費：約48,600円  
(約1,350円×36月)

**ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：**  
約360,000円(約10,000円×36月)

**総額：約414,000円**

**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

### ○ 請求事業所数（平成31年4月審査分）

44,757事業所（うち居宅介護支援 39,685、  
介護予防支援 5,072）

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 介護保険サービス（居宅介護支援等）

## ②調査の視点

### ケアマネジメントの在り方について

年間で同じ内容のケアプラン（居宅サービス計画書）がどれだけあるのか、

1. 要介護度ごと、
2. 介護保険サービスごとに調査、分析を行った上で、ケアプランの在り方について、検討を行う。

### 【調査方法】

全国すべての介護保険者（市区町村等）を対象に書面による調査を実施し、平成30年4月分と平成31年4月分の2時点のケアプランの内容を調査。

### 【調査対象年度】

平成30年度～令和元年度

### 【調査対象先数】

全国すべての介護保険者（1,571）に対して調査を実施し、1,420の介護保険者から回答を得た。（回答率90.4%）有効件数は12,603件。

## ③調査結果及びその分析

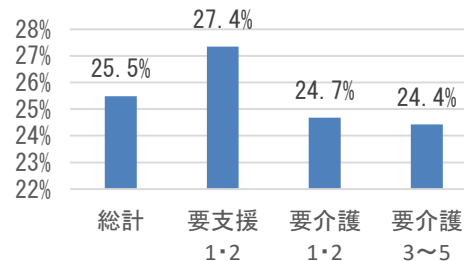
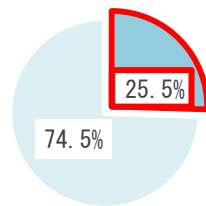
### ケアマネジメントの在り方について

#### 1. 1年間ケアプランの内容が変わっていない割合

平成30年4月分と平成31年4月分のケアプランの内容を確認したところ、約4人に1人の割合（25.5%）で2時点間のケアプラン（居宅サービス計画書）の内容が全く同じであった。【図1】

要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていない。【図2】

【図1】 同じ内容のケアプランの割合 【図2】 要介護度別の割合



#### 2. 福祉用具貸与のみのケアプランについて

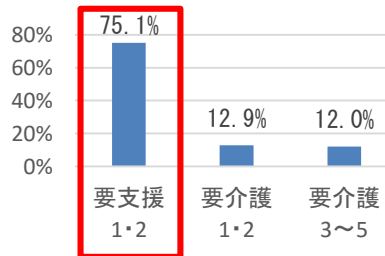
福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占めた。【表1】

このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めており【図3】、その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺（室内用）が約7割を占める結果となった。【図4】

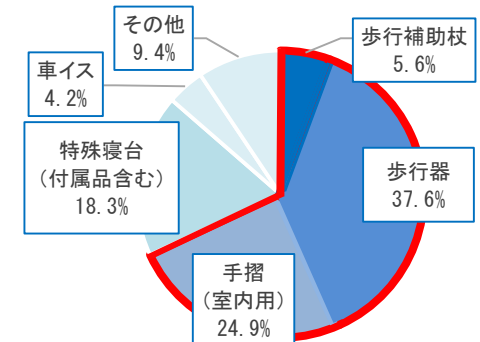
【表1】福祉用具貸与のみのケアプラン

| 総計      | 福祉用具貸与のみのケアプラン |
|---------|----------------|
| 12,603件 | 772件 6.1%      |

【図3】福祉用具貸与のみのケアプランのうち、要介護別の1年間同じ内容のケアプランの割合



【図4】軽度者（要支援1・2）の福祉用具の具体的な内容



## ④今後の改善点・検討の方向性

### ケアマネジメントの在り方について

1. 今回の調査により、年間で同じ内容のケアプランが一定程度（約4人に1人）存在することが確認できた。

このような中、ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないかと。

2. 歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。

介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手摺等）については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。